農地法第３条の３の規定による届出申請　必要書類

No.	書類名	部数
１	農地法第３条の３第１項　届出書	２
２	委任状（代理人が申請する場合）	１

※　届出をおこなうタイミングは、相続登記完了後となります。
相続登記前に届出をおこなう場合は、遺言書または遺産分割協議書を添付してください。

※　受理通知書の交付は、受付後、審査が終了次第ご連絡いたします。

※　郵送による届出を希望する場合は、上記に加えて返信用封筒（切手貼付・宛名記載済み）を同封し、上尾市農業委員会事務局まで郵送してください。（返送先宛名は、本人または代理人に限定させていただきます。）
　また、郵送による届出を希望した場合でも、届出内容に不備等があった際は窓口にお越しいただく必要がありますのでご了承ください。

【問い合わせ先】
〒３６２－８５０１
上尾市本町三丁目１番１号
上尾市農業委員会事務局